**大阪府営公園指定管理優良業務表彰要領**

資料１５－２

（目的）

第１条　この要領は、大阪府営公園指定管理業務において、指定管理者が行った優良な取組みを表彰することにより、指定管理者相互の啓発を図り、サービスの向上等に資することを目的とする。

（対象期間）

第２条　表彰の対象期間は４月１日から３月31日までの１年間とし、毎年度表彰することができる。

（表彰権者）

第３条　この要領に基づく表彰権者は、知事とする。

（表彰の対象）

第４条　表彰は対象期間において、次の各号に該当する指定管理者の取組みの中から、特に優れた取組みに対して行うことができる。

(1) 他の模範となるような普遍性のある取組み

(2) 先進性のある取組み

(3) その他特筆すべき優れた取組み

（表彰の決定）

第５条　土木事務所長は、所管する公園の指定管理者の取組みの中から、この表彰の対象とすることがふさわしいと認めたものを推薦する。

２ 知事は、推薦のあったものについて、大阪府都市公園指定管理者評価委員会の意見を聴いて、表彰を決定する。

（表彰の方法）

第６条　表彰は、表彰状を授与して行う。

（その他）

第７条　この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。